

第2回三豊市成年後見制度利用促進審議会

日 時 平成30年12月19日（月）17:00～18:30

場 所 三豊市役所危機管理センター3階 301・302会議室

1. 開会

2. あいさつ

3. 協議事項

(1) 三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について

(2) 今後のスケジュール、次回開催日について

(3) その他

4. 閉会

參考資料

成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。 <別紙1参照>

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1)
利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
－制度開始時・開始後における身上保護の充実－

<別紙2参照>

- 高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。
- 本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。
- 本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。
- 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

(2)
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

<別紙3参照>

○以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。

- ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- ・早期の段階からの相談・対応体制の整備
- ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築

○地域連携ネットワークの基本的仕組み

- ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
- ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)

➔地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。

◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

◎中核機関の設置・運営形態

- ・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
 - ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
 - ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)
- ※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力

総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 —安心して利用できる環境整備— ＜別紙4参照＞</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策</u>(預貯金の適切な管理、私戻方法等)を検討する。 ○<u>今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策</u>を検討する。 ○<u>移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応</u>を検討する。
<p>(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。</u> ○<u>成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応</u>を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い) ○<u>市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。</u>
<p>(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等</u> ○<u>都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等</u> ○<u>国の役割:財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など</u> ※<u>関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要</u>
<p>(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年被後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。</u>
<p>(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>成年被後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。</u>
<p>(8) 死後事務の範囲等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○<u>平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。</u>

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙1>

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進	新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ			
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援 (各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)	相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築			
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進	取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討			
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

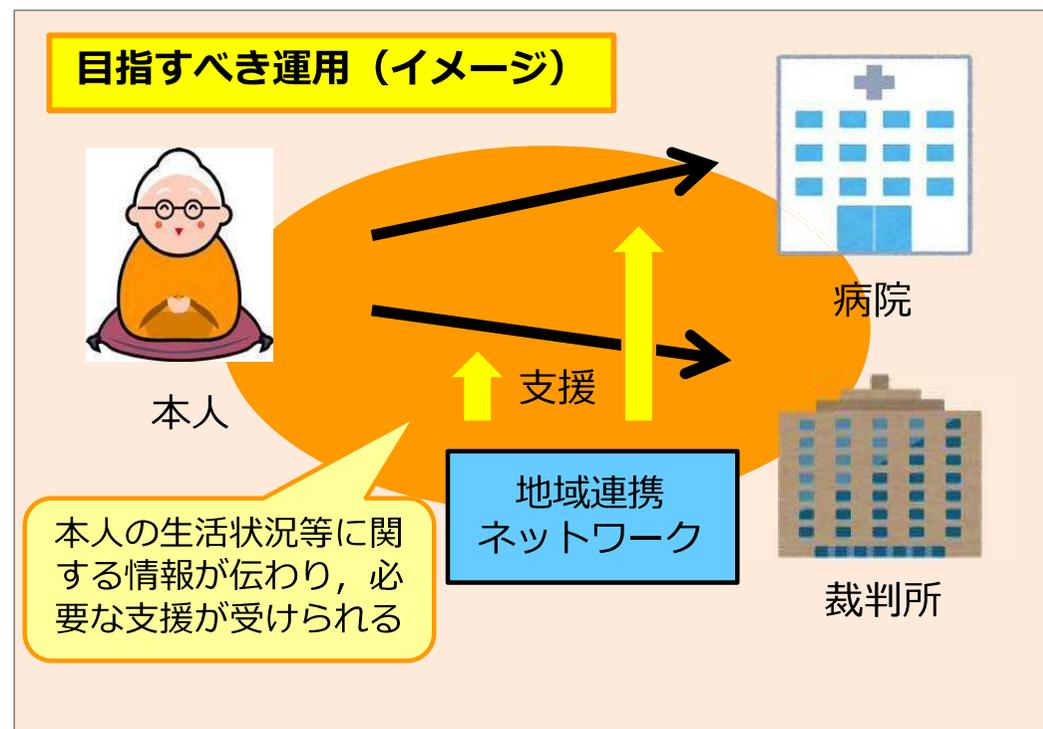
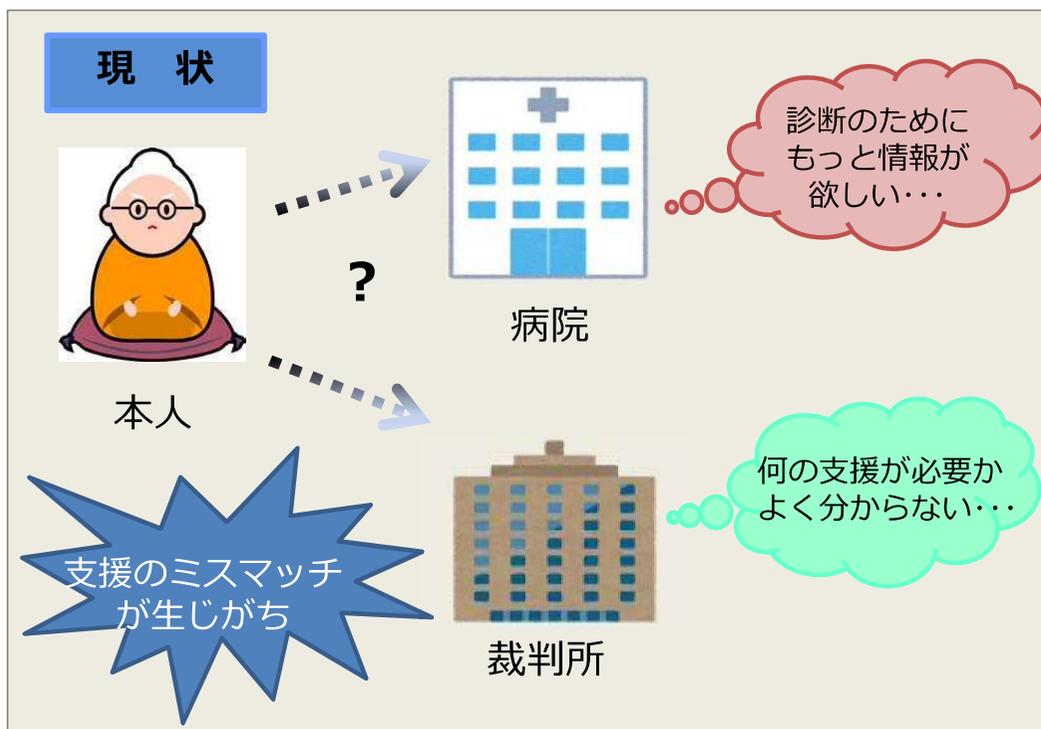
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

<別紙2>

利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には，本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し，本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。

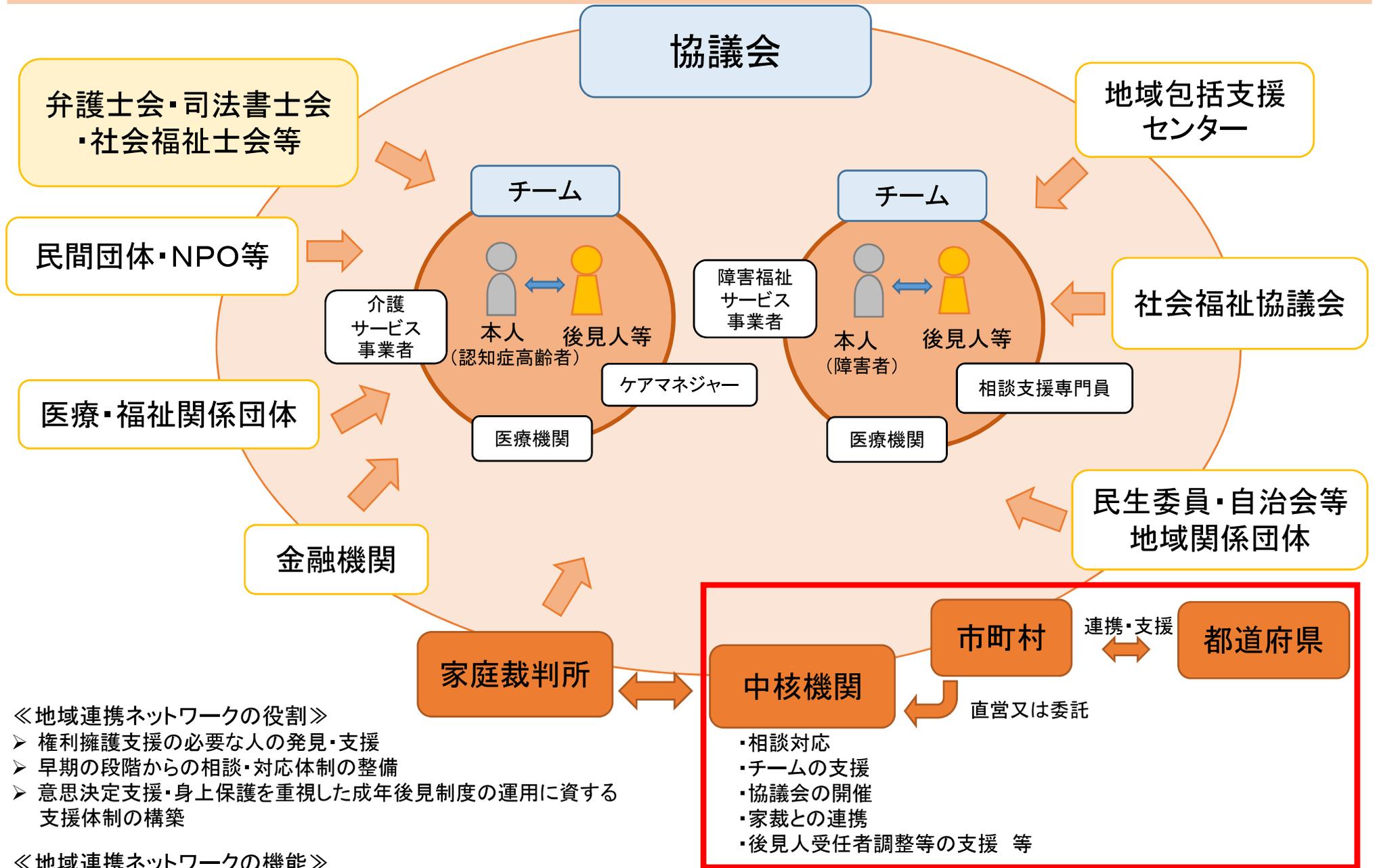


今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が，医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

・成年被後見人名義の預貯金について

1 口座の分別管理

- ①小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
- ②大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)

2 払戻し

- ①小口預金口座
 - ・後見人のみの判断で払戻しが可能
- ②大口預金口座
 - ・後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要

3 自動送金等

生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金

- ②大口預金口座 → ①小口預金口座

三豊市における中核機関の運営主体と機能等について（案）

基本計画（素案）P10～P14

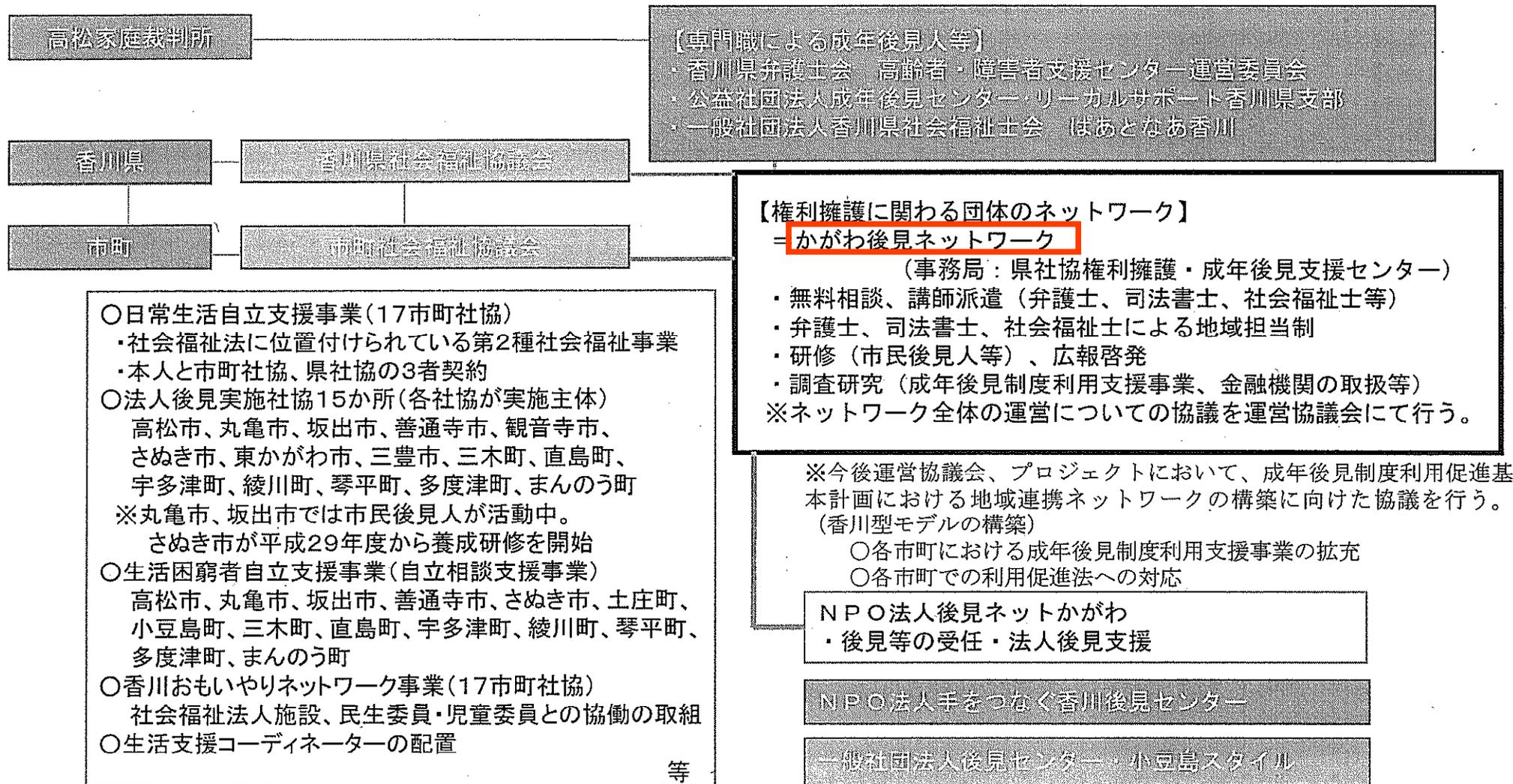
		中核機関		
		包括（直営）	社協（委託）	広域（委託）
機能	㊦ 広報	周知・啓発	周知・啓発	周知・啓発
	㊧ 相談	制度に関する相談 市長申立て チーム体制調整（地域ケア会議）	制度に関する相談	専門的な相談・支援
	㊨ 利用促進	受任者調整（マッチング） チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人候補者の支援 市民後見人候補者等の支援 市民後見人の育成 日常生活自立支援事業等からの移行	受任者調整
	㊩ 後見人支援	チーム体制調整（地域ケア会議） 受任者調整（マッチング・交代） 任意後見に関する相談	親族後見人や市民後見人の支援	受任者調整
効果	㊪ 不正防止	チーム体制調整（地域ケア会議）	親族後見人や市民後見人の支援	専門的な相談・支援



まとめ

		中核機関		
		包括（直営）	社協（委託）	広域（委託）
機能等		チーム体制調整（地域ケア会議） 市長申立て 受任者調整（マッチング） 任意後見に関する相談	親族後見人、市民後見人等に関する 日常的な相談、支援 日常生活自立支援事業からの移行	受任者調整 専門的な相談・支援
		（共通）周知・啓発、制度に関する相談、専門職との連携、家裁との連携		

香川県内における権利擁護支援ネットワーク体制（現在） ※以下の資料は香川県社協作成



市民後見人について

市民後見人については、その定義や所掌範囲が明確ではないが、研究会報告書等において以下のとおり示されている。

- ・ **日本成年後見学会作成「市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会」**
平成18年度報告書より

弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者

- ・ **「成年後見制度の現状の分析と課題の検討」 成年後見制度研究会報告書より**

市民後見人については、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行うという発想で活用することが当面有効である。

- ・ **筑波大学法科大学院 上山教授 「実践 成年後見 2009.1」より**

市民後見人に委嘱する事案としては、難易度の低い事案、たとえば具体的には「日常的な金銭管理や安定的な身上監護が中心の事案、紛争性のない事案等、必ずしも専門性が要求されない事案」が一般的に想定されている。

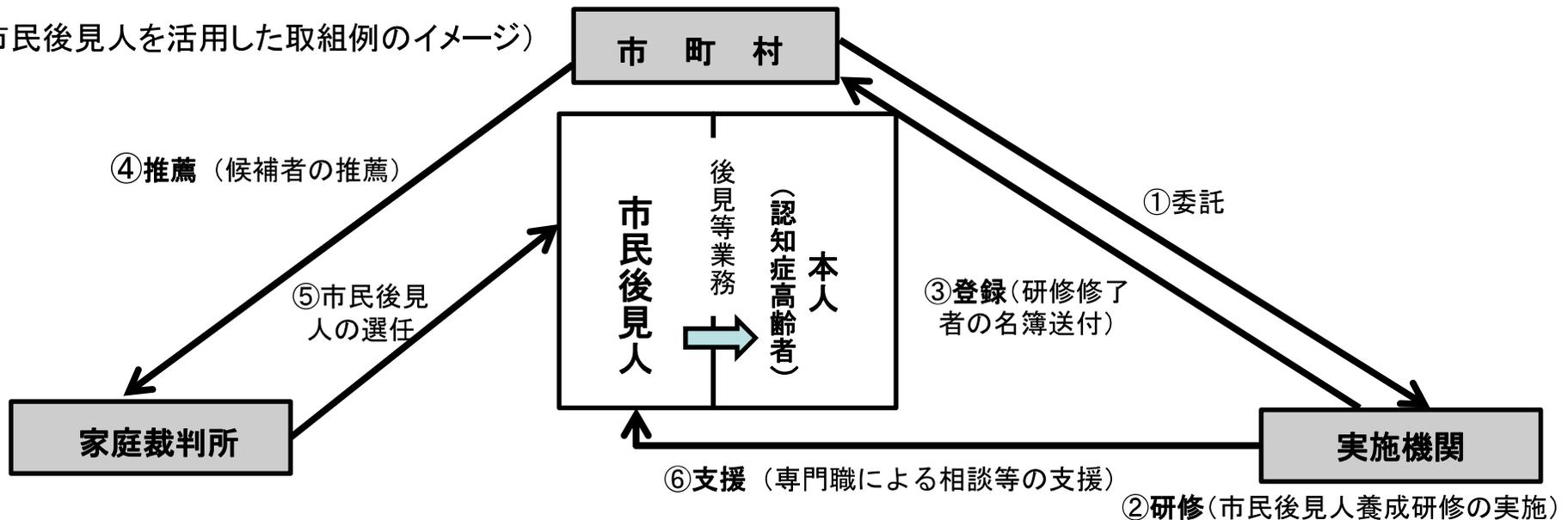
市民後見人の育成及び活用

今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することとする。

※1 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）における認知症の人の数（推計）
2012（平成24）年：約462万人（65歳以上高齢者の約7人に1人）
→ 2025（平成37）年：約700万人前後（65歳以上高齢者の約5人に1人）

※2 成年後見関係事件の申立件数は年々増加傾向（平成26年 34,373件）
そのうち首長申立の件数 2,471件（平成21年） → 4,543件（平成24年） → 5,993件（平成27年）

（市民後見人を活用した取組例のイメージ）



※実施機関が③登録、④推薦を行うこともありうる。

坂出市成年後見センターでは こんな業務を行っています。

坂出市成年後見センターでは、高齢者や障がい者の方々の判断能力や生活状況に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用し、地域で安心して暮らしていただけるよう、さまざまなお手伝いを行います。



成年後見制度に関する 広報及び啓発

成年後見制度に関する情報発信、講演会の開催など、市民・関係者・関係機関等を対象にして、制度活用に関する幅広い広報及び啓発を行います。

1

成年後見制度等権利擁護に 関する相談及び利用支援

成年後見制度及び日常生活自立支援事業に関する相談を実施するとともに、制度等の利用を必要とする人が適切に利用できるよう、各種手続き方法の説明、申立て・契約等利用に関する助言及び支援を行います。

2

市民後見人候補者の登録、受任調整 及び市民後見人への活動支援

登録者のフォローアップ研修を継続的に実施したり、坂出市・家庭裁判所から依頼があった場合に、登録者である市民後見人候補者を推薦したりします。また、市民後見人として後見活動を行う際、活動内容の確認、助言・指導等の支援を行います。

3

法人後見及び 法人後見監督活動

坂出市・家庭裁判所等から依頼があった場合は、本人のため、適切に法人後見及び法人後見監督活動を行います。

4

日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業と成年後見制度を連続した権利擁護事業と位置付け、生活支援員の相談支援及び活動支援を行い、当該事業利用者の生活支援を適切に行います。

5

成年後見制度に関わる 関係機関等との連携

成年後見制度、権利擁護または地域福祉に関する関係機関等との連携に努めます。

6

坂出市成年後見センター 相談と流れ

本人・親族・民生委員・行政・医療・施設・介護等関係機関

相談

坂出市成年後見センター
初期相談（電話・来所・訪問等）

法人後見・法人
後見監督受任

関係機関の
紹介・引継ぎ

成年後見制度等の
利用を考えている

将来に備えて準備
したいと考えている

成年後見利用支援

各種手続き方法の説明、申立て・契約等利用に関する助言及び支援。

日常生活
自立支援事業

専門員、生活支援員による日常的な金銭管理のサポート。

任意後見制度

任意後見制度についての相談及び説明。専門家、公証役場等の紹介。

成年後見制度に関する無料相談会

毎月定期実施 13:00～15:00
予約不要 秘密厳守

成年後見制度に関する広報及び啓発

「成年後見制度」「日常生活自立支援事業」について、成年後見センター職員がお伺いし、説明並びに出前講座を実施。

※詳細は、坂出市成年後見センターまでお問い合わせください。

市民後見人養成のための基本カリキュラム

合計 50 単位 = 39 単位(講義・実務・演習) + 11 単位(体験学習+レポート作成)

補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

基礎研修 21 単位 / 1260 分

◆市民後見概論 3 単位 / 180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論	3 単位	180 分

◆対象者理解 4.5 単位 / 270 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	対象者理解	高齢者・認知症の理解	2.5 単位	150 分
3		障害者の理解	2 単位	120 分

◆成年後見制度の基礎 4 単位 / 240 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
4	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
5	※どこかで消費者保護	成年後見制度各論 I 法定後見制度	1 単位	60 分
6		成年後見制度各論 II 任意後見制度	0.5 単位	30 分
7		成年後見制度と市町村責任	0.5 単位	30 分
8		地域福祉・権利擁護の理念 /日常生活自立支援事業・成年後見制度利用支援事業	0.5 単位	30 分

◆民法の基礎 2 単位 / 120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
9	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
10		財産法	1 単位	60 分

◆関係制度・法律(当該市町村・地域の取組現状) 5.5 単位 / 330 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
11	関係制度・法律 (当該市町村・地域の取組現状) ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること	介護保険制度	1.5 単位	90 分
12		高齢者施策 / 高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
13		障害者施策 / 障害者虐待防止法	1 単位	60 分
14		成年後見を取りまく関係諸制度の基礎 ～生活保護制度・健康保険制度・年金制度	1.5 単位	90 分
15		税務申告制度 等	0.5 単位	30 分

◆市民後見活動の実際 2 単位 / 120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
16	市民後見活動の実際	後見実施機関の実務と市民後見活動 に対するサポート体制	1 単位	60 分
17		現役市民後見人による実践報告	1 単位	60 分

実践研修 29(31 補講)単位／1080(1200 補講)分+α(体験実習・レポート作成)

◆対人援助の基礎 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
18	対人援助の基礎	対人援助の基礎	2 単位	120 分

◆体験実習(フィールドワーク) 8 単位／1 日半+30 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
19	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5 単位	30 分
20	体験実習②	後見人の後見業務同行	2.5 単位	約半日
21	体験実習③	施設実習	5 単位	約 1 日

◆家庭裁判所の役割(いずれか選択) 1.5 単位／90 分 or 約半日

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
22	家庭裁判所の役割①	家庭裁判所の実際	1.5 単位	90 分
23	家庭裁判所の役割②	家庭裁判所見学	1.5 単位	約半日

◆成年後見の実務 9.5 単位／570 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	成年後見の実務①	申立手続書類の作成	2 単位	120 分
25	成年後見の実務②	財産目録の作成	1.5 単位	90 分
26	成年後見の実務③	後見計画・収支予定の作成	1.5 単位	90 分
27	成年後見の実務④	報告書の作成	1.5 単位	90 分
28	成年後見の実務⑤	後見付与申立の実務	1.5 単位	90 分
29	成年後見の実務⑥	後見事務終了時の手続き／死後事務	1.5 単位	90 分

◆課題演習(グループワーク) 5 単位／300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	課題演習	事例報告と検討	5 単位	300 分

◆レポート作成 3 単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
31	レポート作成①	志望動機書(エントリーシート)	—	—
32	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2 単位	—
33	レポート作成③	市民後見人像	1 単位	—

◆補講 当該市町村・地域の現状 2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
34	当該市町村・地域の現状 ※市町村による研修実施の場合、関係・制度法律に含め省略 ※広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
35		障害者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
36		地域福祉への取組状況	0.5 単位	30 分
37		社会資源	0.5 単位	30 分

成年後見制度における診断書の見直しについて

1 改定の経緯

成年後見制度利用促進基本計画を踏まえて、関係府省と連携し、平成29年8月に認知症高齢者・障害者の関係団体や医師・福祉関係の団体から御意見をお聞きするなどして、診断書の書式の改定に向けた検討を重ねてきました。

2 改定案のポイント

① 判断能力についての意見欄の見直し

- 意思決定支援の考え方を踏まえ、「**支援を受けて**契約等を理解・判断できるか」についての意見を求める表現に改めました。

チェックボックスの順番を従前と逆にしています。

現行の書式

- 自己の財産を管理・処分することができない。
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。

改定書式

- 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

② 判定の根拠を明確化するための見直し

- 自由記載としていたものを改め、見当識や意思疎通など4点について障害の有無等を記載する欄を新設しました。

現行の書式

判定の根拠（検査所見・説明）

（自由記載）

改定書式

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- あり ⇒ (まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い 障害が高度)
 - なし
- ()

※ 同様に、意思疎通、理解・判断力、記憶力について記載欄を設けています。

③ 福祉関係者の作成する「本人情報シート」の書式を新たに作成

- よりの確な診断に資するよう、新たに福祉関係者が本人の生活状況等を医師に伝えるためのシートを作成しました。

3 今後の予定

今後、関係府省とも連携し、医師・福祉関係者向けに「ガイドライン」を作成し、十分な周知を図った上で、平成31年中に運用を開始する予定です。

1 氏名	男・女
	年 月 日生 (歳)
住所	
2 医学的診断	
診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)	
所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)	
各種検査	
長谷川式認知症スケール	(<input type="checkbox"/> 点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可)
MMSE	(<input type="checkbox"/> 点 (年 月 日実施) <input type="checkbox"/> 実施不可)
脳の萎縮または損傷の有無	
<input type="checkbox"/> あり ⇒ (<input type="checkbox"/> 部分的にみられる <input type="checkbox"/> 全体的にみられる <input type="checkbox"/> 著しい <input type="checkbox"/> 実施不可)	
<input type="checkbox"/> なし	
知能検査	
その他	
短期間内に回復する可能性	
<input type="checkbox"/> 回復する可能性は高い <input type="checkbox"/> 回復する可能性は低い <input type="checkbox"/> 分からない	
(特記事項)	
3 判断能力についての意見	
<input type="checkbox"/> 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
<input type="checkbox"/> 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。	
(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。	



判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- あり ⇒ (まれに障害がみられる 障害がみられるときが多い 障害が高度)
- なし

()

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ (意思疎通ができないときもある 意思疎通ができないときが多い
 意思疎通ができない)
- なし

()

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い 問題が顕著)
- なし

()

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ (問題はあるが程度は軽い 問題があり程度は重い 問題が顕著)
- なし

()

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

()

参考となる事項 (本人の心身の状態, 日常的・社会的な生活状況等)

※ 「本人情報シート」の提供を 受けた 受けなかった

(受けた場合には, その考慮の有無, 考慮した事項等についても記載してください。)

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

- ※ 診断書の記載例等については, 後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) からダウンロードできます。
- ※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは, 本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として, 本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は, 診断への活用を御検討ください。
- ※ 家庭裁判所は, 診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき, 本人の判断能力について判断します (事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)

(家庭裁判所提出用)

※ この診断書の記載要領については、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

診 断 書 (成年後見用)

1	氏名						男・女
	生年月日	M・T・S・H	年	月	日生	(歳)
	住所						
2	医学的診断						
	診断名						
	所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)						
	備考 (診断が未確定のときの今後の見通し, 必要な検査など)						
3	判断能力についての意見 (下記のいずれかをチェックするか, (意見) 欄に記載する)						
	<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。						
	<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である。						
	<input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある。						
	<input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。						
	(意見)						
	判定の根拠 (検査所見・説明)						
	備考 (本人以外の情報提供者など)						

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
また、本人の介護・福祉を担当している方によって作成されることを想定しています。

作成日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

<p>本人</p> <p>氏 名： _____</p> <p>生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	<p>作成者</p> <p>氏 名： _____ 印</p> <p>職業(資格)： _____</p> <p>連絡先： _____</p> <p>本人との関係： _____</p>
---	---

1 本人の生活場所について

自宅（自宅での福祉サービスの利用 あり なし）

施設等

→ 施設等の名称 _____

住所 _____

2 福祉に関する認定の有無等について

介護認定（認定日： _____ 年 _____ 月）

要支援（1・2） 要介護（1・2・3・4・5）

非該当

療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 _____）（判定 _____）

精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

全面的に介助が必要 一部について介助が必要 介助の必要はない
（今後、介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。）

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

意思を他者に伝達できる ときどき伝達できる

ほとんど伝達できない できない

イ 日常的な行為に関する理解について

理解できる 理解できない場合がある

ほとんど理解できない 理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

記憶できる 記憶していない場合がある

ほとんど記憶できない 記憶できない

- エ 本人が家族（親，配偶者，子供，兄弟・姉妹）を認識できているかについて
- 正しく認識している 認識できていないところがある
- ほとんど認識できていない 認識できていない

(3) 日常・社会生活上問題となる精神・行動障害について

- 問題となる行動がある 問題となる行動がときどきある
- 問題となる行動はほとんどない 問題となる行動はない

（精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

(4) 外出頻度について

- 週1回以上 月1回以上 月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる 特別な場合を除いてできる 日常的に困難 できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
- 親族又は第三者が管理している

（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

（※ 課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- 申立てをすることを知っている。 申立てをすることを説明しておらず，知らない。
- 申立てをすることを説明したが，理解できていない。

（成年後見制度の利用に本人が反対している場合には，その理由・背景事情等）

6 本人にとって必要と考えられる後見事務の内容等（※御意見があれば記載してください。）

三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定スケジュール

審議会開催時期	会議	主な開催議題
平成30年 11月26日	第1回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律について ・ 三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定について ・ 今後のスケジュールについて
12月下旬	第2回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について
1月	パブリックコメント	
2月下旬	第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果について ・ 三豊市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について
3月	三豊市成年後見制度利用促進基本計画策定	
4月	三豊市成年後見制度利用促進基本計画実施（4 / 1 ~）	